

地域における児童虐待の防止に向けて

●「虐待とは」

たとえ、親や保育士の愛情に基づいて行われた「しつけ」であっても、その行為が結果として子どもの心身に著しく有害な影響を及ぼす場合には、虐待に該当する可能性があります。

すべての職員が子どもの人権及び虐待防止について正しく理解し、虐待の防止に真摯に取り組むことが重要です。また、親や保育士が「おかしい」「やりすぎではないか」と感じるなど、子どもへの関わりについて懸念が生じた場合には、早期に施設長等の管理者や関係する専門機関へ相談することが必要です。

●「児童虐待の種類」

1. 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。(法第2条第1号)

(殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる、熱湯をかける、タバコの火をおしつける、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物・毒物を飲ませるなど)

2. 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること。(法第2条第2号)

(子どもへの性交、性的行為の強要・教唆、性器や性交をみせる、ポルノグラフィの被写体になることを子ども強要するなど)

3. ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置など、その他保護者としての監護を著しく怠ること。(法第2条第3号)

(適切な食事を十分に与えない、衣類をひどく不潔なままにする、家に閉じ込める、長時間放置する、必要な治療を受けさせない、無視をするなど)

4. 心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与えること。(法第2条第4号)

(ことばによる脅迫、子どもを無視したり、拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをするなど)

●保育所の役割

・早期の発見、通告（相談）

保育所は地域に最も身近な児童福祉施設であり、児童虐待を発見しやすい立場にあります。児童虐待に対しては少しでも早く発見し対応することが何よりも重要。虐待が進むと、子どもに危害が加えられるだけではなく、問題が複雑化したり、さらに親子関係が悪化するなど、その後の関係修復が困難となるためです。そのため、普段から児童虐待の兆候をいち早くキャッチできるよう親や子どもの様子に注意を払う。児童虐待を発見したら、すみやかに専門機関に通告（相談）する。

・地域子育て支援

入所児童や地域の家庭の子育て支援を通じて親の育児不安を解消することは、児童虐待を未然に防ぐことにもつながります。親が子育てで本当に苦しんでいるときに支援の手が差しのべられていれば、虐待に至らずにすむことも多いはずです。☑そのため、親に対し子育てを「お手伝いします」「見守っています」というメッセージを伝えることが大変重要。

・地域との連携

関連する機関と連携をとってそれぞれの機能を活用していく。また、同様に関係機関がネットワークをつくり児童虐待の発見・見守りを行っていく。さらに、実際に子育て家庭と普段から関わりを持っている保育者は支援を行っていくうえで、大きな役割を果たすことがあります。公的な機関との連携だけでなく、地域のさまざまな関係者との連携を取る視点を持つ

わたしたちは、児童虐待を

しない！させない！見過ごさない！